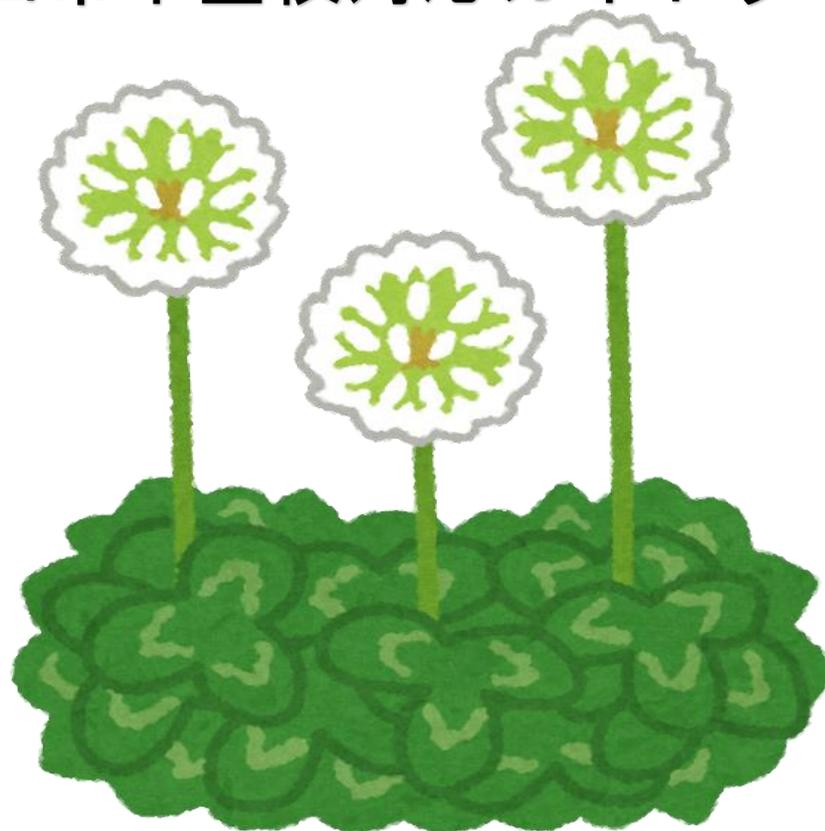


不登校のための対応マニュアル

(町田市不登校対応ガイドライン)



2021年10月

町田市教育委員会

目 次

I	不登校についての正確な理解をするために・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	基本的な考え方	
2	長期欠席の理由分類	
3	不登校の具体例	
4	「その他」の具体例	
5	町田市の不登校の現状	
II	不登校児童・生徒への支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	「未然防止」の視点	
2	「早期支援」の視点	
3	「長期化している児童・生徒」の視点	
III	不登校に係る問題の解決のために・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	「未然防止」の取組	
2	「早期支援」の取組	
3	「長期化している児童・生徒」の取組	
4	時期を捉えた適切な指導	
5	学校内で学ぶ・育つ	
6	学校外の関係機関で学ぶ・育つ	
7	家庭で学ぶ・育つ ☆ICT等を活用した学習活動	
IV	関係資料等・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1	文部科学省通知	
2	フリースクール情報 <別添資料>	

I 不登校についての正確な理解をするために

1 基本的な考え方

(1) 不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と文部科学省の調査では示されています。

(2) 不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がありますが、一方で、児童・生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校の児童・生徒に寄り添うことで、児童・生徒の自己肯定感を高めることが重要です。また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程が児童・生徒の社会性や人間性を伸長させ、結果として児童・生徒の社会的自立につながることを期待されます。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校の児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要です。

(3) 「未然防止」や「早期支援」の重要性

児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクも存在します。そのため、新たな不登校を生まないように、全ての児童・生徒が学校（学年・学級）を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取組を進めることが必要です。

また、児童・生徒が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われないために、不登校が長期化することも考えられます。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・計画的な支援が必要です。

「不登校を減らすための取組」と言うと、「学校に復帰させる取組」と連想しがちになりますが、不登校児童・生徒への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童・生徒もいます。

2 長期欠席の理由分類

- 長期欠席とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した者
- 「病気」・・・心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため
- 「経済的理由」・・・家計が苦しくて教育費が出せないため
 児童生徒が働いているため
- 「不登校」・・・心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景による
- 「その他」・・・上記の3つに該当しない理由

※問題行動等調査より抜粋

3 不登校の具体例

<p style="text-align: center;"><学校生活上の影響></p> <p>○いやがらせをする児童・生徒の存在 ○教師との人間関係 ○生活リズムが整わない</p>	<p style="text-align: center;"><あそび・非行></p> <p>○遊ぶため ○非行グループに入っている</p>
<p style="text-align: center;"><不安などの情緒的混乱></p> <p>○登校意思はあるが身体不調を訴える ○漠然とした不安を訴える</p>	<p style="text-align: center;"><無気力></p> <p>○無気力でなんとなく登校しない ○登校しないことへの罪悪感が少ない ○登校するが、長続きしない</p>
<p style="text-align: center;"><意図的な拒否></p> <p>○学校に行く意義を認めない ○自分の好きな方向を選んでいる</p>	<p style="text-align: center;"><複合></p> <p>○不登校の他の具体例と複合</p>

※問題行動等調査より抜粋

4 「その他」の具体例

- (ア) ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心
 ・家族の介護、家事手伝い
 ・家庭環境による影響（養育も含む）
- (イ) ・外国での長期滞在
 ・国内・外への旅行等のため
- (ウ) ・連絡先が不明（1年間にわたり居所不明であったものを除く）
- (エ) ・欠席理由が2つ以上ある（例えば、「病気」と「不登校」など）

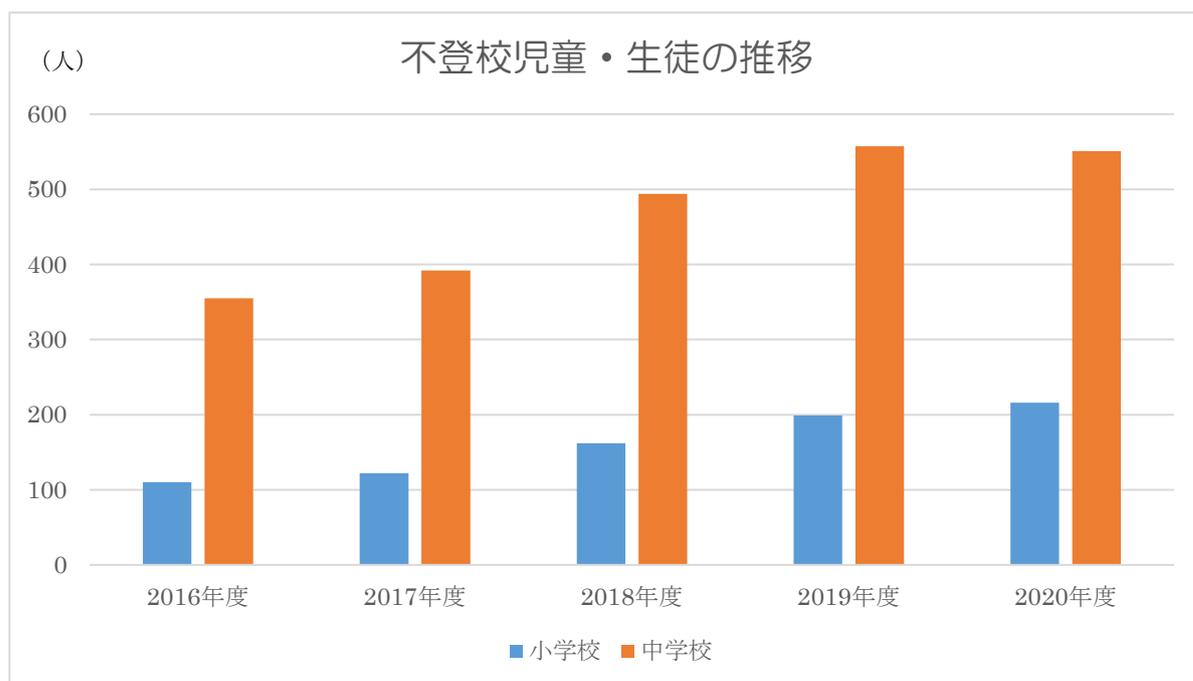
※問題行動等調査より抜粋

5 町田市の不登校の現状（2016年度～2020年度まで）

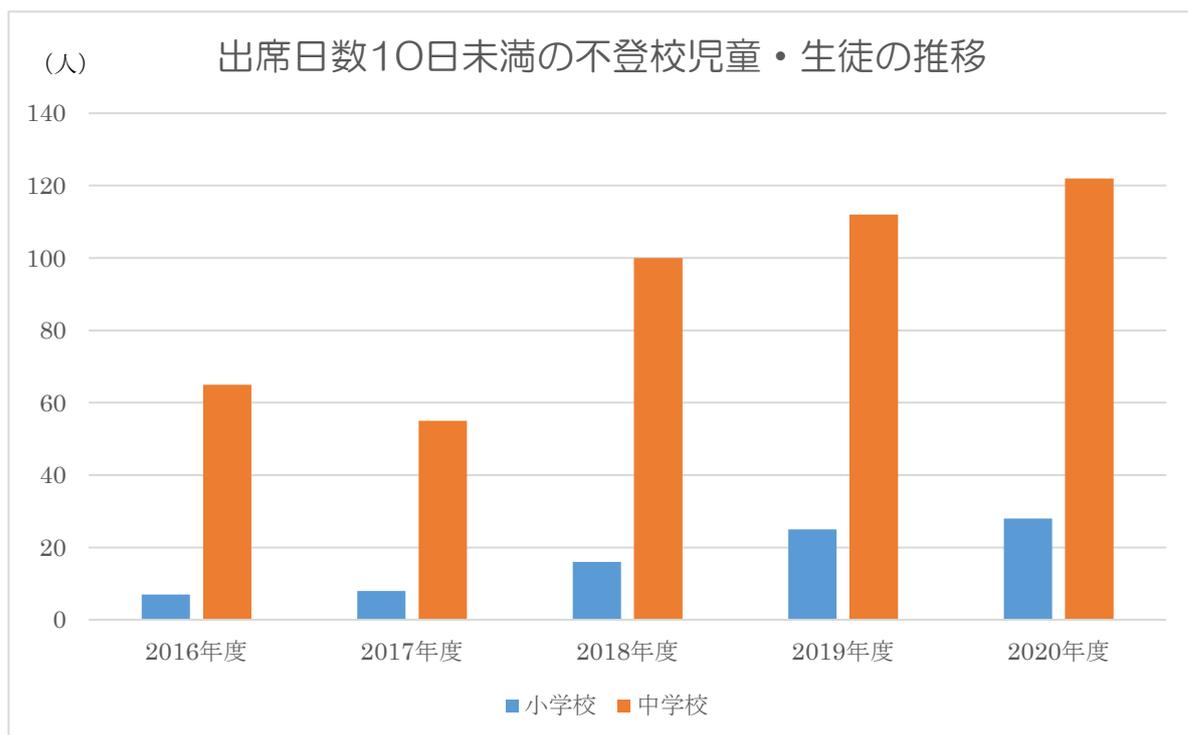
（1）小・中学校の不登校者数の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
小学校	110	122	162	199	216
中学校	355	392	494	557	551

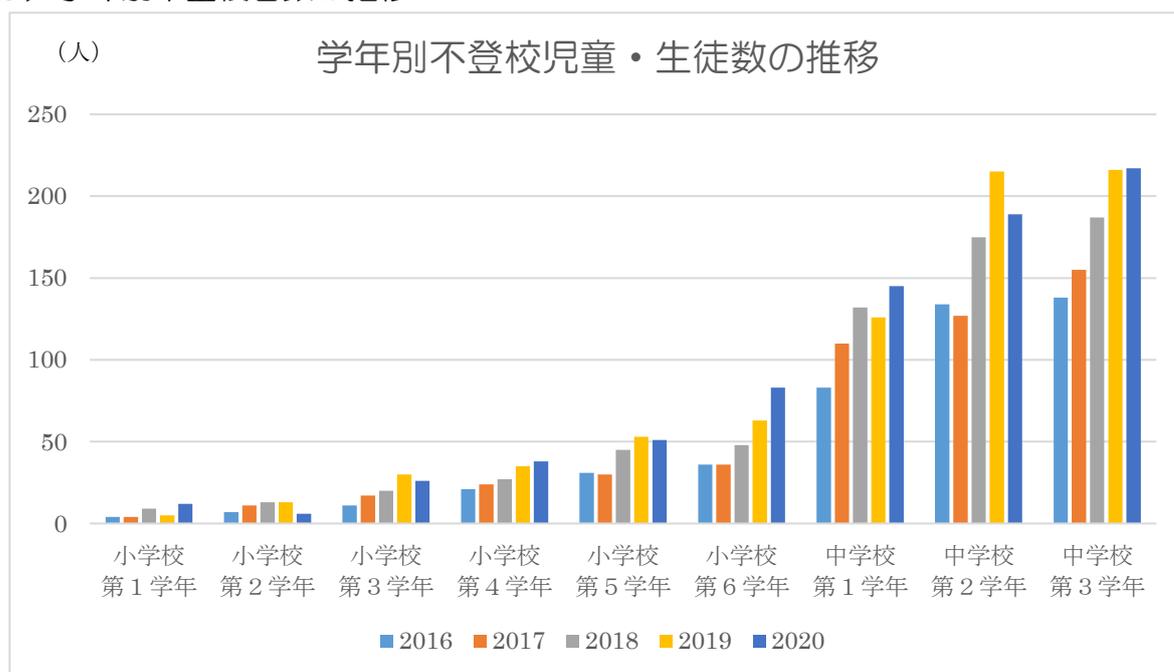
（人）



（2）出席日数10日未満の小・中学校の不登校者数の推移



(3) 学年別不登校者数の推移



(上記(1)から(3)のグラフデータは問題行動等調査より引用)

【現状】

- 不登校児童・生徒数は、小・中学校とも年々増加傾向にある。2020年度には、小学校での出現率が1.1%、中学校での出現率が5.28%と高い値を示しており、深刻な状況となっている。
 - 小学校第1学年や中学校第1学年は、就学や進学において何らかの要因により不登校となっている状況が推察される。
 - 小学校第2学年から第3学年にかけて変化が大きい。このことは、学習内容が難しくなったり新たな教科が増えたりすることによる不登校であったり、クラス替え等による友人関係の変化による不安などが推察される。
 - 小学校第6学年から中学校第1学年にかけての増加が大きい。このことは、中学校の学習内容が難しくなることやいくつかの小学校から集まってくることによる人間関係の構築の難しさ、部活動の大変さなどから不安やストレスが大きくなっているのではないかと推察される。
 - 小学校での学級担任制から中学校の教科担任制による指導形態の違いによることも一因となっているのではないかと推察される。
 - 保育園、幼稚園、認定こども園から小学校という生活集団の規模の違いによる適応の困難さも要因の一つとして注視していく必要がある。
- ◎以上のことから、小学校第3学年や中学校第1学年の時期は、特に、児童・生徒の様子を丁寧に観察し、対応していくことが必要であると考える。

Ⅱ 不登校児童・生徒への支援について

1 「未然防止」の視点

(1) 不登校にならない魅力ある学校づくり

不登校の未然防止のためには、魅力ある学校づくりを進める中で、児童・生徒一人一人の自己肯定感を高めることが必要です。

魅力ある学校づくり

学ぶ意欲を育て、基礎的・基本的な学力の定着を図る学校

- 様々な体験活動や多様な人材の協力等を通して、自分の生き方や将来への夢・目的意識について考えるきっかけを与える取組を行う。
- 理解の状況や習熟の程度に応じた「できる楽しさ」「分かる楽しさ」「認められる楽しさ」を味わわせる授業を実施するとともに、補充指導の充実等を図る。

発達段階に応じた配慮をする学校

- 入学・進級・転入時、きめ細かに対応し、不安の解消を図る。
- 小中学校連携を一層推進する。
- 適正な就学を図る。

安心して通うことができる学校

- いじめや暴力行為を許さない、問題行動へ毅然と対応する。
- 教職員による体罰等の人権侵害は絶対に行ってはならない。

「心の居場所」「絆づくりの場」としての学校

- 児童・生徒が、自己存在感を実感し、充実感を得られるようにする。
- 多様な関わりを通して、社会性を身に付けさせる。
- 学校生活の基盤となる人間関係を形成し、学校における居場所作りができるよう、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動の充実を図る。

(2) 心のサインを見落とさない

日頃から深めている児童・生徒理解を生かし、児童・生徒一人一人の学校生活全般の様子、心身の健康状態、不安・戸惑い・悩み等の把握に努めます。

児童・生徒の悩み・不安の把握

- 挨拶や会話の際の反応
- 毎朝の健康観察
- 学級活動や学校行事への取組みの様子
- 昼食時や休み時間の過ごし方
- 「心のアンケート」・教育相談
- 作文・日記・ノート・作品

2 「早期支援」の視点

- (1) 休みがちな児童・生徒に気付いたら、学年で相談するなど組織的に対応することが必要です。
- (2) 不登校の原因探しにとらわれることなく、学校と家庭が連携していくことで、児童・生徒の変容が期待できます。
- (3) 適切な登校刺激を与えることは効果的です。しかし、強い拒否反応が見られるときは、引きこもってしまう場合があります。

校内委員会等によるアセスメントの実施や組織的対応について

不登校対策委員会等において、不登校児童・生徒の状況を把握するとともに、今後の支援の方策を検討し、学校として組織的対応を行っていくことが重要です。

不登校の要因を分析することや相談しやすい環境を整えていくことなどが重要です。また、ケースによっては、アウトリーチやスクールソーシャルワーカー（SSW）の相談なども検討することもあります。児童・生徒へ学校からのアプローチの結果を踏まえ対応することが重要です。

3 「長期化している児童・生徒」の視点

不登校状態が長期化している児童・生徒への対応も同様に、まず、本人と直接会って状況を把握することが重要です。場合によっては、電話がつながらず、家庭訪問しても会うことができないことが続くかもしれません。その場合は、特に当該児童・生徒の安否確認が必要です。スクールソーシャルワーカー（SSW）や外部機関と連携し、必ず状況を把握しましょう。

不登校による欠席が長期化している児童・生徒は、自分が学校へ行かない間に友達が成長したり、授業が難しくなっていたりすることに加え、先生も自分のことを忘れていないかという不安を強くもっています。その一方で、多くの場合「変わりたい」「学びたい」「将来のため、前に進みたい」という気持ちも併せもっています。

不登校初期支援チームによるアウトリーチの取組について

町田市では、2021年度より「不登校初期支援チームによるアウトリーチ」を始めました。不登校初期支援チームとは、学校の教員と教育センターの心理職等がチームとして支援することであり、アウトリーチとは、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。児童・生徒への心理的視点からの支援となります。

スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携について

町田市では、2013年度よりスクールソーシャルワーカー（SSW）を教育委員会に配置し、学校からの依頼を受けて、関係機関等に出向き、様々な人と協働して問題解決に取り組みます。また、ネットワークを活用し、それぞれの児童・生徒たちに対するきめ細やかで柔軟な対応をすることにより、児童・生徒たちが安全、安心、安定した生活を送れるように支援します。SSWは、社会福祉の専門的知識・技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかける福祉的視点からの支援となります。

Ⅲ 不登校にかかる問題の解決のために

1 「未然防止」の取組

(1) 「居場所づくり」、「きずなづくり」とは

先生方は、日々、児童・生徒にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいることでしょう。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童・生徒自身による「きずなづくり」を意識した教育活動が挙げられます。

居場所づくり・・・教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとっても落ち着ける場所にする事。

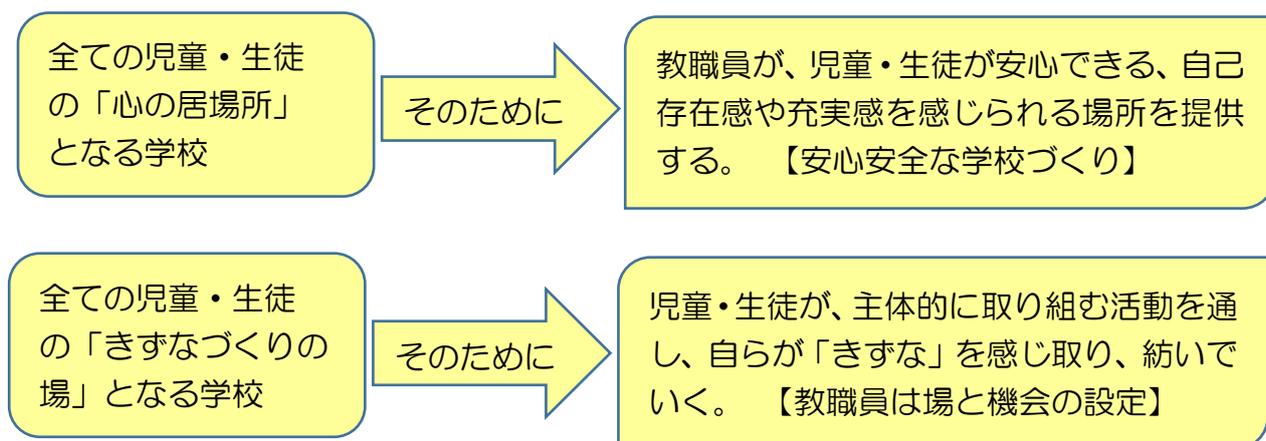
きずなづくり・・・児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること。

(教職員の役割は場と機会の設定)

(2) 「居場所づくり」から「きずなづくり」へ

児童・生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級をつくるためには、まず、教職員が「安心・安全な環境」(児童・生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場)を整えることが大切です。次に、意図的、計画的に「児童・生徒が主体的に取り組む場」を設定しましょう。

教職員が児童・生徒に代わって「きずなづくり」を進めたり、お手本を示して児童・生徒にまねをするよう促したりするのではなく、児童・生徒主体の「きずなづくり」ができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が湧き上がるような取組を行うことが重要です。



(3)「居場所づくり」において教員が配慮すべきこと

集団における「居場所づくり」のためには、まず、児童・生徒の全体像を把握し、その後、一人一人の児童・生徒の様子について確認していくことが重要です。

<担任と児童・生徒との信頼関係づくり>

担任に対する第一印象や初期の印象は、児童・生徒にとってその後の言動の受け止め方を方向付け、長期的な関係に影響を与えます。「担任は信じられる、頼れる存在である」と感じられるような働き掛けを、児童・生徒だけでなく保護者に対しても年度始めには特に意識的に行いましょう。

- 担任から声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- 児童・生徒からの相談には、親身になって丁寧に対応する。
- 「いじめなどに対しては、毅然とした態度で対応する」ということを伝える。
- 日頃から連絡帳や電話連絡を通して児童・生徒の良い面や行動について保護者に伝える。

<居場所づくり>

児童・生徒にとって、安心・安全なクラスにしましょう。

- 楽しみながらお互いを知ることができるような自己紹介の場を企画する。
- 学級や学年単位で体験活動やレクリエーションなどを行い、児童・生徒同士の人間関係づくりが行える場を設定する。
- いじめや暴力行為につながるからかい・ふざけ等には、毅然とした態度で注意する。

(4)「きずなづくり」において教員が配慮すべきこと

全ての児童・生徒が学校を安心感のもてる居場所であると実感できるような、魅力ある学校づくりは教職員の願いです。教職員は、日常の教育活動全てにおいて、その実現のため取り組んでいます。しかし、残念ながら児童・生徒の中には、不登校等の状態が生じる者もいます。日頃の学校づくり、学級づくりに関する教職員の思いや願いは、全ての児童・生徒に伝わっているかどうかを振り返り、更に改善できる点はないかという視点で取組の方向性を再確認する必要があります。その際、集団へのアセスメントとして、「意識調査」などを活用した点検の導入が効果的です。

2 「早期支援」の取組

児童・生徒	学 校	
	学級担任	
<p>心のサイン例</p> <ul style="list-style-type: none"> □遅刻、早退が多い □体調不良を訴える □月曜日に欠席が多い □表情が暗い □一人で過ごすことが多い <p>●学業不振 ●本人の問題 ●友人関係のトラブル ●教師に対する不信感 ●親子関係 ●家庭環境 など</p>	<p>児童・生徒理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や友達、保護者から聞き取り <p>学年主任に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、生活指導担当主幹教諭等に相談 ・副校長、校長に報告 <p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人からの情報（観察・面談） ・友達からの情報（観察・面談） ・教職員間の情報（同学年、前担任、養護教諭、SC） ・保護者からの情報（電話、連絡帳、面談、家庭訪問） 	<p>対応策を協議</p> <p>状況に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年会 ・生活指導部会（教育相談部会） ・ケース会議 ・学校サポートチーム ・いじめ対応サポートチーム（指導課）
<p>授業日2日間連続欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病気欠席の中にも、不登校の兆候があるかもしれない ●先生の電話等を受け、安心して休み、また登校できる 	<p>家庭に電話連絡をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、本人と話す ・学年主任、養護教諭、生活指導担当主幹教諭等に報告 	
<p>授業日3日間連続欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問等を受け、心配しながら待っている先生の気持ちが伝わることで、安心して再登校できる 	<p>家庭訪問を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、本人と会い、話す ・副校長に報告 <p>ケース会議等を実施（1）</p> <p>学級担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生活指導担当、校長、副校長、SC、SSW等</p>	
<p>1週間以上連続、または、月に6日以上欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> ●悩みを抱え、心身のバランスを崩しているかもしれない ●先生の温かい声かけが、不登校への移行を防ぐことにつながる 	<p>指導方針・体制の確立（役割分担、行動連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は関係者に相談 <p>1週間ごとに、学年会で状況確認</p> <p>ケース会議等の実施（2）</p> <p>2週間後に状況の確認・共有 今後の支援体制等の決定 （不登校初期支援チームやSSW等の依頼検討）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者は学級担任を支援

3 「長期化している児童・生徒」の取組

校内委員会等での検討、組織的な対応

(1) 出合いを大切にする

不登校による欠席が長期化している児童・生徒は、新年度や新学期の始めに、登校しないことや登校できないことに対して、不安や焦り、心配、諦めなどの気持ちと、心機一転、再出発したいという思いをもっている場合があります。新しい年度が始まったら、当該の児童・生徒に直接会いに行きましょう。すぐに会えなければ、電話をしましょう。児童・生徒はとてうれしい気持ちや、安心感をもってくれるはずです。大切なことは、自分のために先生が会いに来てくれた、電話をしてくれたことなのです。早めに保護者とも話をする機会をもちましょう。

(2) 本人または保護者と話をする

①保護者の協力が得られる場合

不登校による欠席が長期化している児童・生徒に対して、深く関わろうと焦ることが、逆に児童・生徒や保護者を追い詰めてしまう場合もあります。スクールカウンセラー（SC）などからの助言を踏まえ、組織的・計画的に支援をしましょう。

②保護者の協力が得られない場合

欠席が長期化している児童・生徒やその保護者と、会ったり連絡を取ったりすることはできるものの、様々な事情により保護者の協力が得られず、当該児童・生徒への対応が難しい場合もあります。その際は、ケースに応じてスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、教育支援センター、教育相談所（教育相談室）、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、民生委員・児童委員などと連携し、それぞれが専門的な立場から保護者に関わり、当該児童・生徒の状況把握と保護者から協力が得られない理由等の情報を共有した上で、多角的に当該児童・生徒と保護者を支援していきましょう。

(3) 本人や保護者と会えない・連絡が取れない

家庭訪問や電話連絡を繰り返しても、児童・生徒や保護者と会えない又は児童・生徒と会うことを保護者が拒絶するなど、児童・生徒の安否が確認できない場合は、直ちに子ども家庭支援センターや児童相談所等への通告を行うほか、警察などへの情報提供を行うなど、適切な対処が必要です。

4 時期を捉えた適切な指導

【入学時】

入学式に欠席した児童・生徒（理由がはっきりしている場合を除く）について、家庭訪問を実施します。家庭訪問をとおして、学級担任と本人及び保護者と関係をつくるとともに、状況に応じて、本人と保護者が安心できる体制を整えることにつなげます。

特に、不登校の状態のまま進学してきた場合は、学校への信頼感を高めることが大切です。また、進学をきっかけに頑張っている児童・生徒については、不登校状態に戻ることがあるので、欠席状況の変化等を注意する必要があります。

【進級時】

学級編成を行う際には、必要に応じて、児童・生徒相互の人間関係に配慮します。

また、前学級担任と新学級担任との引継ぎを密にし、一緒に本人や保護者の方と面談を行うなどして安心感をもたせるようにします。

【長期休業中】

長期休業中は、「登校しなければならない」「みんなに会う」という葛藤から解放される時期でもあります。本人が前向きになり、本人や保護者の了解が得られたときには、他の児童・生徒が登校しないこの時期に、学級担任と話したり、学習支援を行ったりする機会をつくることが考えられます。

【小学校から中学校へ】

小学校で不登校の経験がある生徒については、4月の入学当初から対応する必要があります。また、中学1年生の不登校生徒のうち、小学校段階で何らかの兆候があり、入学後に不適応を起こす場合が少なくありません。

不登校の未然防止には、欠席状況や友達関係等の必要な情報を伝える丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等の小中連携を充実し、小・中学校間の円滑な接続を図ることが重要です。

5 学校内で学ぶ・育つ

別室への登校

＜迎えるための準備＞

- 温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮する。
- 落ち着ける場所を用意する（保健室、相談室や学校図書館を活用する。）。
- 児童・生徒の一人一人の状況に応じた支援を推進するために、情報を収集する。

本人の気持ちを確認し、無理はさせない

- ・ 時差登校した場合、その時間に対応できる教職員を確認する。
- ・ 学校で短時間過ごすことから始め、少しずつ滞在期間を長くしていく。
- ・ 自分で学びたい教科を選ばせ、継続的に取り組めるようにする。
- ・ 他の児童・生徒と別室で交流する機会を設ける。
- ・ 別室でも学校の生活リズムにできるだけ合わせて過ごすようにする。

部分的な教室復帰

＜迎えるための準備＞

- どの授業・活動から参加できるかについて本人と相談する。
- 本人の選んだ抵抗感の少ない授業などから、少しずつ参加してみる。
- 信頼できる友達がいる場合は、一緒に教室に入ってもらおう。
- 「まずは教室の前までから。」「達成したら次の段階へ。」など、スモールステップで進める。
- 学級の児童・生徒には、当該児童・生徒が教室に入ってきたとき、いつもどおりに自然に振る舞うよう、あらかじめ話しておく。

本格的な教室への復帰 ～学校に戻ってからも丁寧な支援を～

学校復帰・教室への復帰ができたとしても、その後の学級での生活で、自分の居場所や安心感を得られなければ、再び不登校状態になる場合があります。

- ・ 学級の中で、冷やかしかからかいなどがなく、落ち着いた状態
- ・ 学校生活で分からない事を教えてくれる周りの友達存在
- ・ 補習などにより、学習面で少しでも安心できるような対応などを心掛け、復帰した児童
- ・ 生徒が居場所やきずなを感じられるようにしましょう。

6 学校外の関係機関で学ぶ・育つ

登校することは難しいが、自宅から外に出て学んだり、大人や同世代と交流したりできる、また、そのようなことを望んでいる児童・生徒には、学校外の関係機関の利用が効果的です。

適応指導教室 小学校「けやき教室」 中学校「くすのき教室」	不登校児童・生徒の在籍校への復帰や自宅以外の居場所づくりの支援のため、社会的自立に資することを目的として、区市町村教育委員会が設置する施設です。教科の学習、体験活動、カウンセリングなどが行われています。 中学校「くすのき教室」では、小集団指導と個別指導を行っています。
教育センター教育相談	心理士、教職経験者、ソーシャルワーカーなどがスタッフとして勤務し、不登校や発達障害、その他様々なことについて相談できる区市町村教育委員会が設置する施設です。定期的にカウンセリングなどを受けることができます。
子ども家庭支援センター 児童相談所 福祉事務所	子ども家庭支援センターは、児童・生徒と家庭に関するあらゆる相談に応じ、支援や保護の必要な児童・生徒と家庭の問題に対処します。児童相談所は少年犯罪や虐待など児童福祉に関すること、福祉事務所は生活保護など幅広い福祉に関することの相談を受け付けています。
保健所 精神保健福祉センター	保健所では、メンタルヘルスや地域の感染症などに関する相談を受け付けています。精神保健福祉センターは、特に心の問題や病気についての相談を専門的に扱っています。
病院・診療所	医療機関の中には、不登校の要因にもなる心身の疾患について、診察、検査、処置を行うほか、入院施設を有しているところもあります。
民間団体・民間施設 フリースクール	様々な民間団体・民間施設が、不登校児童・生徒の支援に関わっています。その一つにフリースクール(※)があります。

適応指導教室の利用

町田市では、不登校児童・生徒の支援のため町田市教育センター内に適応指導教室を設置しています。学校外の居場所づくりとしても重要であると考えています。児童・生徒の実態に寄り添って支援をしていきます。
通室すると、出席扱いとなります。

フリースクール等との連携

町田市では、フリースクールを利用している児童・生徒がいることから、2021年度よりフリースクール等との連絡会をはじめます。
フリースクールを利用している中で一定の要件を満たすと出席扱いとなります。

7 家庭で学ぶ・育つ

家庭訪問など、訪問型の支援が有効なことがあります。すぐに登校に結び付かなかったとしても、担任とのつながりを保っておくことが大切です。また、担任として生活や学習の状態を把握する必要があります。自治体によってはメンタルフレンドや訪問支援員などを活用したり、民生委員・児童委員と連携したりするなど、効果的な取組が行われています。

★家族以外の人と定期的に会えるようになることで、児童・生徒の気持ちが前向きになることがあります。

＜家庭訪問のポイント＞

- 本人・保護者の状況や希望に合わせるなど、継続できることが重要です。
 - ・ 訪問の月日と時間帯（週に 1 回、午後など）
 - ・ 訪問の場所（家庭以外の場所であれば教育支援センターなど）
 - ・ 滞在の時間（10 分くらいの面会から始めるなど、特に最初は短くてもよい。）
 - ・ 同席者（最初は保護者などが一緒の方がリラックスできることもあります。）
- 聞きたいこと・知りたいことがある場合は、事前に伝えるなどの配慮を行う。

家庭訪問で虐待を発見することもあります。

- ・ 暴力を振るわれている（身体的虐待）
- ・ 言葉による脅し、無視、家族に対する暴力の目撃（心理的虐待）
- ・ 食事を与えられていない、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない（ネグレクト）
- ・ 性的行為をされたり、見せられたりしている（性的虐待）などの様子が見られる、あるいはその疑いがある場合、管理職に報告し、すぐに関係機関へ通告しなければなりません。（「児童虐待の防止等に関する法律」から一部抜粋）

学校が保護者と確認しておくこと

長期欠席が続いている児童・生徒の支援を進めていく一方で、保護者との確認や情報提供が必要な事務手続きがあります。

例：教科書の配布

教材費の集金（購入するかしないか）

健康診断

給食について（給食費は止めないと発生し続けます。）

※ 欠席が続いていることからやめます、止めますなどは保護者からすると冷たく捉えられることもあります。保護者の考えに寄り添いながら丁寧に説明することが求められます。

【ICT等を活用した学習活動】

～校長が認める場合一定の要件を満たすと出席扱いになる場合があります～

「不登校児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において、教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。」と示されています。」

（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」から抜粋）

<ICT等を活用して出席扱いとする場合の目安>

◎出席扱いとする目安は、以下の7項目とする。特に丸数字（太字）で示した4点（②、③、⑤、⑥）を学校（校長）が定期的に確認している場合とする。

- 1 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ② **ICT等を活用した学習活動を行っている。**
- ③ **教員やスクールカウンセラー、教育相談等による対面指導を定期的に受けている。**
- 4 学習活動は、当該児童・生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである
- ⑤ **対面指導や学習活動等を校長が確認し、学習指導要領（下学年対応含む）に準じ、自校の教育課程の一部であると認められる。**
- ⑥ **「学校外の公的機関や民間施設」での相談・指導を受けられない。**
- 7 学習活動の成果を評価に反映する場合には、当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし、適切であると判断される場合であること。

上記の確認をする際の留意点

- ① 管理職は、保護者及び児童・生徒と初回面談し、以下のことについて確認を行うこと
 - ・ICT等を活用して出席扱いとすることは、一時的な支援であり、児童・生徒の成長に合わせて内容を見直していくこと（年度末（学期末）などで見直す）

例：ステップ1として、毎週火曜日の10：00にクラスルームに入る。
ステップ2として、毎週火曜日と金曜日の10：00にクラスルームに入る。
ステップ3として、毎週火曜日と金曜日の10：00と15：00にクラスルームに入る。

※上記の例のように、児童・生徒の実態を踏まえ、過度の負担をかけないようにすることが望まれます。また、児童・生徒の社会性などを育むため、ある程度の期間を経て次のステップに進めていくことが必要となります。

※本人、保護者、学校が定期的な連携を行っている中で、合意形成を図ることが大切です。

②担任（教員）は、学習活動が学習指導要領（下学年対応も含め）に準じており、自校の教育課程の一部であることを認識して児童・生徒の実態に応じた内容とすること。

例：同じ学習内容やプリントになっていないかを確認します。

実態に応じて、下学年の内容を学習することもできる。

③ICT等を活用した学習活動は、学習のねらいや内容が明確になっていること。

④担任（教員）は、Meet機能を活用し、不登校児童・生徒と学習内容等の確認をとること。

IV 関係資料等

1 文部科学省通知

元文科初第 698 号
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 28 年 12 月 14 日に公布され、平成 29 年 2 月 14 日に施行されました（ただし、法第 4 章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 29 年 3 月 31 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、

都道府県知事にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成 15 年 5 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛け

を行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添 1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報への取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添 2）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対応が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転

校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携

したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を

推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シーートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

《関係報告等》

・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成 28 年 7 月 不登校に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成 29 年 2 月 フリースクール等に関する検討会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年 6 月 不登校に関する調査研究協力者会議, フリースクール等に関する検討会議, 夜間中学設置推進・充実協議会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

[\(別記 1\) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、\(別記 2\) 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて \(PDF:45KB\) !\[\]\(3d12067139d6a2b0989a839672a8beec_img.jpg\)](#)

[\(別添 1\) 児童生徒理解支援シート \(参考様式\) \(Excel:42KB\) !\[\]\(71f9d84356bec8aef5a389e4c1b7f2e3_img.jpg\)](#)

[\(別添 2\) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について \(PDF:217KB\) !\[\]\(8197433878765d452af236394c75d433_img.jpg\)](#)

[\(別添 3\) 民間施設ガイドライン \(PDF:12KB\) !\[\]\(4357da5774a535f14721252e44f724ba_img.jpg\)](#)

[\(別添 4\) 教育支援センターガイドライン \(PDF:17KB\) !\[\]\(663232dec2f5f9f4a498ccdac04c36f6_img.jpg\)](#)